

みんなが進める コンパクトな まちづくり

静岡市立地適正化計画

SHIZUOKA CITY



もくじ

第1章 立地適正化計画について	1
1-1. 背景と目的	2
1-2. 立地適正化計画とは	3
1-3. 計画の位置づけ	4
1-4. 目標年次と見直しの考え方	5
1-5. 対象範囲	5
第2章 まちづくりの方針	7
2-1. 静岡市の現状と課題	8
2-2. 静岡市に求められる都市の姿	20
2-3. まちづくりの基本理念と都市計画の目標	21
2-4. 目指す将来都市構造	23
2-5. 集約連携型都市構造の形成方針	28
2-6. 集約連携型都市構造を支えるための交通ネットワーク	31
第3章 立地適正化計画の基本方針	35
3-1. 将来都市構造の実現に向けて	36
3-2. 立地適正化の基本方針	41
3-3. 都市機能誘導の基本方針	43
3-4. 居住誘導の基本方針	44
第4章 集約化拠点形成区域^{※1}と誘導施設	45
4-1. 集約化拠点形成区域	46
4-2. 誘導施設	57
4-3. 集約化拠点形成のための取組	64
第5章 利便性の高い市街地形成区域^{※2}とゆとりある市街地形成区域	71
5-1. 利便性の高い市街地形成区域とゆとりある市街地形成区域	72
5-2. 利便性の高い市街地形成のための取組	82
5-3. ゆとりある市街地形成のための取組	84
第6章 防災指針	87
6-1. 防災指針について	88
6-2. 防災まちづくりの主要な課題	90
6-3. 防災まちづくりの基本方針	94
6-4. 防災まちづくりに係る取組	96
6-5. 利便性の高い市街地形成区域の見直し	98
第7章 事前届出	99
7-1. 集約化拠点形成区域外における事前届出	100
7-2. 利便性の高い市街地形成区域外における事前届出	102
第8章 評価・見直し	105
8-1. 評価・見直しの考え方	106
8-2. 評価指標及びモニタリング指標	107
資料編	111

※1 都市再生特別措置法に規定する「都市機能誘導区域」を「集約化拠点形成区域」とします。

※2 都市再生特別措置法に規定する「居住誘導区域」を「利便性の高い市街地形成区域」とします。

